

誓 約 書

- 1 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに次のいずれかに該当する者がいないこと。
 - (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの
 - (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
 - (3) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めるに足る相当な理由がある者
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
 - (5) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
 - (6) 精神機能の障害により当該業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないと認められる者
- 2 当該業務を行うために、契約締結時において、必要な施設、教材、人員等を確保することができるものであること。
- 3 個人情報保護に関する条例（平成8年兵庫県条例第24号）第10条第2項に規定する安全確保の措置を講ずることができること。

当法人は、上記のいずれの要件も満たしていることを誓約します。

兵庫県公安委員会 殿

年 月 日

（主たる事業所の所在地）

（名 称）

（代表者の氏名）

